公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１９３号
茨城県牛久市牛久町3137番地28（葉山ハイツ101）
債務者　杉田　悠香（旧姓長尾・鈴木）
1　決定年月日時　平成29年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７８号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田114番地１　U.SHOUSE一106号
債務者　宮崎　隆史
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９６号
埼玉県日高市高萩東１丁目19番７号
債務者　齋藤　惠子
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７１０号
埼玉県狭山市富士見１丁目３番35号　ウエストビレッジ91’203
債務者　柳谷　明美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２３号
長野県松本市旭１丁目７番７号　メゾンＩｖｙ301号
債務者　水城　利真
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第４６８号
愛知県安城市小川町的場丘18番地６　ＡＭＡＬＦＩ101
債務者　南薗はるみ（旧姓柳野）
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市神崎町17番３一203号
債務者　石田　由維
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５７号
兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地　東園田ハイツ307
債務者　森下　英一
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６２号
兵庫県西宮市山口町下山口1650番地36　ななくさ厚生院
債務者　井上　裕英
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０７号
兵庫県尼崎市大島２丁目９番13号
債務者　坂本　麻里
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７３９号
兵庫県西宮市上ケ原三番町３番34号
債務者　白石　健二
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第９０号
広島県呉市広中新開３丁目８番51号
債務者　山本　和恵
1　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２５４号
福岡県久留米市六ツ門町３番地62　東峰マンションアーバンクルーザー六ッ門702号
債務者　野村　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２８１号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田2119番地
債務者　北御門泰啓
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原4260番地なかばる紀水苑
債務者　大石　高司
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９９号
佐賀市木原１丁目22番１号　グリーンシャトー南佐賀201
債務者　伊藤　里美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係